

学術プロジェクト研究補助金等交付に関する規約

(目的)

第1条 この規約は、一般社団法人日本心エコー図学会（以下「本会」という。）の学術プロジェクトにおける研究補助金の取り扱いに関し、必要な事項を定めることにより、その適正な実施を図ることを目的とする。

(研究補助金交付の申請)

第2条 研究補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、研究補助金交付申請書と補助事業の目的・内容を記載した事業計画書を提出しなければならない。

(研究補助金交付の決定)

第3条 研究補助金等の交付の申請があったときは、本会が定める学術プロジェクト委員会において研究補助金交付の申請に係る書類の審査により、交付の是非を決定する。

2 研究補助金交付額は別に内規により定める。

(研究補助金の使途とその制限)

第4条 研究補助金の使途は、次のとおりとする。

- (1) 消耗品費 耐用年数1年以上かつ取得価格10万円以上の備品は認めない。
- (2) 人件費、謝金
- (3) 旅費
- (4) その他

印刷代、製本代、複写費、現像・焼付費、会議費、通信費（郵便料、電話料等）、運搬費、光熱水料、保険料、倫理審査委員会等審査料、業務請負費（通訳、翻訳等）、論文掲載費、ならびにその他の研究事業の実施に必要な経費。

(関係書類の整理保管)

第5条 研究補助金を受けた者は、領収書（可能であれば請求書、見積書及び納品書）、その他必要な関係書類を日付順に整理保管しなければならない。

- 2 関係書類には、年月日の記載もれのないようにしなければならない。
- 3 会計帳簿を作成して、管理しなければならない。
- 4 その他必要な事項は別に内規により定める。

(関係書類の提出)

第6条 研究補助金を受けた者は、随時、学会事務局の求めに応じて速やかに会計帳簿および領収書等関係書類を提出しなければならない。さらに毎年1月末日に会計帳簿および領収書等関係書類を事務局に提出しなければならない。応じない際には、学術プロジェクト委員会の審議の上、研究補助金の執行を中止する。

附 則 この規約は、平成26年8月3日から施行する。

令和2年12月6日 改定